

開かれた市政を 令和6年度審議会等公開及び意見公募の実績

問本所公文書管理室 ☎25 - 2111内線314

市では、市政への市民参画や市政の透明化を目指し、審議会等の公開や市が作成した計画等に対する意見公募（パブリック・コメント）を行っています。令和6年度の実績をお知らせします。

【審議会等公開】

担当	審議会等の回数	内、公開された回数
市長部局	40	33
教育委員会	12	12
荘内病院	1	1
合計	53	46

【意見公募】

担当	公募件数	寄せられた意見の数
市長部局	6	118
教育委員会	2	143
合計	8	261

令和6年度情報公開・個人情報保護の開示状況

問本所公文書管理室 ☎25 - 2111内線314、市議会事務局 ☎35 - 1908

令和6年度の情報公開及び個人情報保護の開示状況をお知らせします。

選挙管理委員会、荘内病院、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会は請求件数が0件のため掲載していません。

1つの開示請求に対し複数の決定が行われる場合があるため、請求の件数と決定等の件数は一致しません。

【情報公開】

()内は対象の公文書数

	開示請求件数	開示決定等の件数			審査請求件数
		全部開示	部分開示	不開示	
合計	41	25(299)	31(1,016)	12	0
内訳	①市長部局…21	①11(261)	①15(785)	①3	
	②教育委員会…16	②13(37)	②14(219)	②7(-)	
	③消防…3	③-	③2(12)	③2(-)	
	④議会…1	④1(1)	④-		

【個人情報保護】

	開示請求件数	開示決定等の件数			審査請求件数
		全部開示	部分開示	不開示	
合計	1	-	1(1)	-	0
内訳	①消防…1	①-	①1(1)	①-	0
	②議会…0	②-	②-	②-	

テーマは「みんなが行きたいプレイパーク（屋外遊び場）について考えよう」

令和7年度こども会議の委員を募集します

問子育て推進課（にこ♥ふる） ☎26 - 0173

子供や若者の視点に立ったまちづくりを目指すため、直接子供から意見を聞く「こども会議」を実施します。現地視察や意見交換を通じ、遊び場の在り方について考えや意見を聞きます。

日 7月30日☎・31日☎、8月6日☎・7日☎（全4回）

場 にこ♥ふる

対 市内在住の小学5年～中学3年生15人（応募多数の場合は抽せん）

申 6月27日☎まで申込みフォームで

開催時間等
詳しくは市HP



鶴岡産木材を使用した『つるおか住宅』の新築に補助します

■本所建築課内「つるおか住宅活性化ネットワーク」事務局 ☎35-1428

鶴岡産の木材を使い、市内の設計・建築業者が建てる「つるおか住宅」を新築し、自ら居住する世帯に補助します。要件がいくつかありますので、HPをご覧ください。お問い合わせください。

■補助額

- 一般枠…20万円（前期5件・後期2件）
- 移住・新婚・子育て枠…25万円（前期5件・後期3件）
- 中心市街地枠…50万円（通期・先着5件）
- ※移住世帯：令和2年4月1日以降に市内に転入した、または実績報告書提出までに転入する世帯。
- ※新婚世帯：令和2年4月1日以降に婚姻した、または実績報告書提出までに婚姻する世帯。

※子育て世帯：平成19年4月2日以降に生まれた子供がいる世帯。

■募集期間

- 前期…6月27日（金）まで
- 後期…8月1日（金）～10月10日（金）

※予算の範囲内で行うため、募集期間中に終了する場合があります。



市長と直接対話による意見交換を行いません

「市長との対話集会」の開催団体を募集します

■本所総務課つるおか広報室 ☎35-1117

■開催を希望する団体等と調整し決定します

■会場の手配・準備等は申込み団体をお願いします

■市内で活動している団体やグループ（営利目的、宗教・思想・政治等の目的の団体はご遠慮ください）

■市長の話、意見交換等（合わせて1時間30分程度）

■開催希望票（市HPでダウンロード）に必要事項を記

入し、直接、郵送、または電子メールで本所総務課つるおか広報室（〒997-8601市内馬場町9-25、tsuruoka@city.tsuruoka.yamagata.jp）へ

■他ダウンロードできない場合は同室または各地域庁舎総務企画課（朝日庁舎は地域づくり推進課）にご連絡ください



市HP

市政

藤沢周平記念館 学芸員
（会計年度任用職員）募集

■募集職種 学芸員若干名 ■任用期間 令和7年10月1日～8年3月31日

■申 7月11日（金）まで必要書類を郵送または直接同館 ☎29・1880へ

■他HP

地域住民の声を施策に反映します

地域振興懇談会 委員募集

■対 各地域に在住または勤務する18歳以上の方各4人以内 ■任期 令和9年3月まで ■申 6月16日（月）まで 藤島庁舎

総務企画課 ☎64・5802、羽黒庁舎同課 ☎26・8711、櫛引庁舎同課 ☎57・2111、温海庁舎同課 ☎43・4611、朝日庁舎地域づくり推進課 ☎53・2112へ

健康・福祉・年金

個別特定健診が始まりました

■日 6月1日（日）～9月30日（火）の開院日

■場 市内医療機関 ■対 昭和31年4月1日以前に生まれた方（市が実施する人間ドックや集団健診と重複して受けられません）

■時 特定健診受診券、医療保険被保険者証 ■問 健康課（にこふる）

除被保険者証 ■問 健康課（にこふる）

☎25・2731 ■他医療機関に予約などの上、受診してください

出産後でも申請できます

産前産後期間の国民年金保険料免除

■対 次の全てに該当する方 ①国民年金第1号被保険者 ②出産日が平成31年2月1日以降 ③妊娠85日以上の出産（死産・流産・早産を含む）

■申 届出

■場 出産予定日の6か月前から ■問 鶴岡年金事務所 ☎23・5040、本所国民年金課 ☎35・1294または各地域庁舎

■市 市民福祉課（朝日庁舎は地域づくり推進課）へ ■他市HP

重度心身障害（児）者医療証更新のお知らせ

現在医療証をお持ちの方については、受給資格要件、所得要件の確認を行い、対象となる場合は6月30日（月）までに医療証をお送りします。

■前年度まで該当していなかった方など、新たに医療証の交付を希望する場合は、健康保険証等、印鑑、障害者手帳等、窓口に来る方の本人確認書類をお持ちの上、手続きしてください。

■問 本所国民年金課 ☎35・1292または各地域庁舎市民福祉課（朝日庁舎は地域づくり推進課）へ

福祉医療証（身・子・親）をお持ちの方へ

■場 医療費の払戻しが受けられます ■場 外の医療機関で受診した場合は、医療

催し等の中止・延期など、情報が変更となる場合があります。各担当課や主催者などへのお問合せ、またはホームページ等でご確認ください。

機関窓口での助成は受けられません。申請により払戻しを受けることができますので、手続きにおいでください。

■特例収書、健康保険証等、福祉医療証通帳（未成年の場合は健康保険で扶養している方名義のもの）、窓口に来る方の本人確認書類

▼健康保険が変わった場合は手続きが必要ですが、福祉医療証は、マイナ保険証と一緒に使用するものです。健康保険が変わった場合は忘れずに手続きしてください。

■新しい資格情報のお知らせ等、福祉医療証、窓口に来る方の本人確認書類

▼限度額適用認定証 入院等で医療費が高額になるときは、事前に保険者に限度額適用認定証の申請を行い、医療機関に提示してください。所得により、食事代が軽減される場合もあります。

■各医療保険者（市〈国民健康保険〉、各健康保険組合等）

▼高額療養費代理請求・返還にご協力ください 対象となる方に書類を送付しますので提出してください。

後期高齢者医療 資格確認書を今年も送付します

後期高齢者医療制度に加入している方に、マイナ保険証の有無にかかわらず、令和8年7月末まで使用できる「資格確認書」を7月下旬に送付します。

マイナ保険証がない方でも、これまでの被保険者証と同様に医療を受けることができます。

■本所国保年金課 ☎35・1292

一人暮らし高齢者等への寝具類の洗濯・乾燥・消毒サービス

■次の全てに該当する方 ①おおむね65歳以上の一人暮らしまたは高齢者のみの世帯 ②市民税非課税世帯 ③寝具類の衛生管理が困難 ④要支援もしくは要介護認定を受けている、または介護予防・日常生活支援総合事業の基
本チェックリストに該当する ⑤市が委託した業者が寝具（掛布団・敷布団・毛布・マットレス）を洗濯・乾燥・消毒（1人年2回、1回につき3点まで）

あんしん見守りコールの設置

高齢者等の世帯に、通報や双方向の会話ができる通信機器を設置し、生活・健康等に関する相談や、安否確認、緊急事態への対応ができるよう支援します。

■一人暮らしの本人または本人と同居の家族全員が次のいずれかに該当する世帯 ①おおむね65歳以上で、要支援もしくは要介護認定を受けている方、

介護予防・日常生活支援総合事業の基
本チェックリストに該当する方、突発的に生命に危険な症状が発生する持病を持っている方 ②障害者で、身体障害者手帳1級・2級を所持する方、突発的に生命に危険な症状が発生する持病を持っている方 ③高齢者：各地域包括支援センター、本所地域包括ケア推進課 ☎35・1274または各地域庁舎市民福祉課（朝日庁舎は地域づくり推進課）へ 障害のある方：本所福祉課 ☎35・1273または各地域庁舎市民福祉課へ

完全予約制 耳や手足の不自由な方のための巡回相談

■7月9日 ☎午後1時～3時 場にご
▼ふる ④18歳以上で、新たに身体障害者手帳の交付を受けたい方（聴覚のみ）、また既に交付を受けている方で程度を変更したい方、補装具の交付を希望する方等（現在治療中の方を除く）

戦没者等の死亡当時の遺族の皆様へ 特別弔慰金を支給します

■令和7年4月1日時点で、公務扶助料や遺族年金などを受ける方（戦没者の妻や父母）がない場合に、戦没者等の死亡当時の遺族（配偶者、子、兄

弟姉妹、支給要件を満たすおい・めい）のうち先順位者1人 ■支給額 額面27万5千円（5年償還の記名国債） ■身分証明書（マイナンバーカード等） ■事前に連絡の上、令和10年3月31日まで本所福祉課 ☎35・1252または各地域庁舎市民福祉課（朝日庁舎は地域づくり推進課）へ

あなたのまちや職場に出張します 介護保険出前教室

介護が必要な状態になっても適切に介護保険サービスを利用し、本人も家族もできるだけ安心して前向きに暮らせるよう、介護保険の知っておきたい情報を分かりやすくお伝えします。



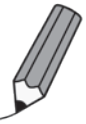
■地域住民、各種団体、職域など5人以上のグループ ⑤介護保険サービスの種類、利用方法、利用料と保険料など ⑥開催希望日の1か月前まで本所長寿介護課 ☎35・1277へ 他市HP

子育て・教育

支給日は6月13日 ☎です

6月は児童手当の支給月です

高校生年代までの児童を養育してい



我が家に、春のお祭りの季節になると飾られるびょうぶがあった。加藤清正公・忠廣公ゆかりの地である櫛引地域丸岡から伝わったものだという。

4月25日、成澤教育長とともに熊本県熊本市を訪問し、相互交流に係る連携協定に署名した。本市と熊本市では、加藤清正公・忠廣公のご縁から、長い間、相互の信頼と尊敬を礎とした民間交流が育まれてきた。昨年6月には、大西熊本市長からご来鶴いただき、防災に関する講演会を開催したほか、本年2月には布川前教育長が熊本市を訪問している。

こうした友好関係を礎として、歴史、文化、教育など、両市の経験や知見を共有することにより、両市の振興を図るとともに、双方が抱える課題解決への取り組みを推進することを目的として、相互交流に係る連携協定を締結することとなった。今後、これまでの民間交流に加え、新たに熊本市立壺川^{こせん}小学校と櫛引西小学校、熊本市立京陵^{けいりやう}中学校と櫛引中学校、熊本市立熊本博物館と鶴岡市立図書館などの双方向の対話、交流を推進していくこととしている。

今年は、平成の大合併から20周年の節目の年。本市の各旧市町村では、歴史に根差した都市交流の盟約を締結してきたが、旧櫛引町では具体的な盟約までには至ってこなかった。今般の協定に基づく官民における多様な分野での交流の先に、更なる展

望が開けることを期待したい。

ゴールデンウィークの5月4日、5日、妻の故郷である宮城県石巻市を訪問した。東日本震災の前日に他界した義父のお墓参りに行き、災害復興住宅で暮らす義母に会うことができた。その際、これまでずっと行けなかった場所を訪問した。震災遺構となっている旧大川小学校の校舎である。ねじり倒された渡り廊下は、地震、津波が生み出す力をまざまざと示していた。

大川小学校のあった釜屋地区は、北上川の河口から離れており、津波や水害とはしばらく縁のなかった場所だったという。津波が押し寄せた校庭から避難に向かつてほしかった裏山までは、ほんの僅かの距離のように思われた。まさか大津波が地域を丸ごと飲み込んでしまうとは。もうあの日あのかきは帰らないことを、ただただ感じ、祈るしかなかった。

石巻から戻った翌日の5月6日、鶴岡まちなかキネマで、その大川小学校をテーマとした2本の映画を鑑賞した。3月11日のあの日、私は石巻市の日和山から津波の猛威を目の当たりにしていた。私も、まさかあそこまで猛烈な津波が押し寄せてくるとは思いもしなかった。歴史、教訓から学び、未来の命を守る、その遺構、映画は語り掛けていた。

皆川 治

る方に年6回（偶数月）支給されます。園子育て推進課（にこふる） ☎26・0176または各地域庁舎市民福祉課（朝日庁舎は地域づくり推進課）へ



税

6月10日に郵送する市・県民税納税通知書をご確認ください

6月10日④に市・県民税納税通知書を発送します。令和7年度の市・県民税は昨年中の所得を基に計算され、今年1月1日に住民登録があった市区町村で課税されます。

④普通徴収及び公的年金からの特別徴収の方 ④本所課税課 ☎35・1169 他市HP・ライン



▼市・県民税等、市税の納付は口座振替をお勧めします 納付書払いから口座振替に変更したい方は、口座のある金融機関で手続きできます。また、納付書払いの方は、各金融機関・コンビニ、一部のスマートフォン決済アプリで納付できます。年金からの特別徴収の方は、口座振替や納付書払いには変更できません。

二輪の小型自動車も車検時の納税証明書の提示が不要となります

令和7年4月から、二輪の小型自動車も、車検時の納税証明書の提示が不要となりました。ただし名義変更等、証明書が必要となる場合には、本所課

税課または地域庁舎市民福祉課（朝日庁舎は地域づくり推進課）で取得してください。

④本所納税課 ☎35・1183



生活・その他

事業系ごみはごみステーションには出せません

会社や商店、飲食店、医院、農林漁業などの事業活動で生じたごみは、次の区分ごとに、事業者自らの責任で適正に処理する必要があります。

▼事業系一般廃棄物 紙くずやせん定枝、生ごみなどは、市のごみ焼却施設に直接持ち込むか、一般廃棄物処理業許可業者（2次元コード参照）に処理を依頼してください（どちらも有料）。ごみ焼却施設に搬入する場合は、中身が確認できる透明または半透明の袋に入れてください。

▼産業廃棄物 廃プラスチック類や金属くず、ガラスくずなどは、産業廃棄物処理業許可業者に処理を依頼してください（有料）。

④環境政策課（つるおかエコファエア内） ☎22・2848



農薬の適正使用に努めましょう

農薬を使用するときは、使用基準の確認や適正な保管管理・処分を行いましょう。また、散布時は風向きに注意

し、周辺ほ場・住宅地等への飛散防止を徹底しましょう。
 園本所農政課 ☎ 35・1295 または各地域庁舎産業建設課へ



浄化槽の保守点検・清掃、法定検査を受けましょう

浄化槽をお持ちの方(浄化槽管理者)は、浄化槽保守点検業者による保守点検や浄化槽清掃許可業者による清掃のほか、県の指定検査機関(山形県水質保全協会 ☎ 0237・48・2469)による年1回の法定検査を受けることが義務付けられています。水環境を守るため必ず実施するようお願いします。
 園上下水道部下水道課 ☎ 25・5860

皆さんのご協力をお願いします 「川や海をきれいに」河川・海岸一斉清掃

■河川一斉清掃(日時・清掃区域)
 ▼6月29日① ▽午前6時～8時：鶴岡地域【大戸川(大荒～火打崎橋)、矢引川(矢引～大荒)】 ▼7月6日① ▽午前5時～7時：櫛引地域【田沢川、角田川、水無川、相模川、山谷川、馬渡川】 ▽午前6時～7時：鶴岡地域【大山川(石山橋～新橋)(坂野下～新橋)、少連寺川(少連寺～大山川合流点)、砂谷川(砂谷～東目)、三瀬川(水無～三瀬川河口)、



降矢川(三瀬地内)、藤島地域【藤島川】、羽黒地域【藤島川、今野川、黒瀬川、小黒川】、朝日地域【赤川、上田沢川、青竜川、倉沢川、戸沢川等】 ▽午前6時～8時：鶴岡地域【内川左岸(坂本橋周辺及び天池橋～内川橋)、内川右岸(割目橋～坂本橋周辺及び天池橋～三次郎橋)、降矢川(中山地内)、藤倉川(中山地内)、大戸川(大荒～大荒)、温海地域【五十川、温海川、庄内小国川、鼠ヶ関川等】 園本所土木課 ☎ 35・1403 または各地域庁舎産業建設課へ
 ■海岸一斉清掃(日時・清掃区域)
 ▼7月6日① ▽午前6時～8時：浜千鳥海岸～鼠ヶ関海岸 ▽午前6時～7時：三瀬海岸
 ▽午前6時30分～8時30分：加茂海岸
 ▼7月13日① ▽午前6時～7時：小波渡海岸 園ユニティセンター



土地売買の際は 地価公示価格を参考に

地価公示とは、県内の都市計画区域内で標準的な使われ方をしている土地(標準地。市内17地点)を選んで、その適正な価格を公表するものです。売買対象地の条件と比較すれば、その土地のおおよその適正価格が分かります。地価公示書は、本所土木課 ☎ 35・1

424または各地域庁舎産業建設課で閲覧でき、県HPでも公開しています。

7月4日(金)午後2時に津波情報伝達訓練を実施します

津波が発生した場合に備え、津波情報伝達訓練を実施します。

訓練当日は、津波警報のサイレンやアナウンスが放送されますが、災害と間違えないように注意してください。なお、携帯電話への緊急速報メールの送信はありません。

園本所防災安全課 ☎ 35・1204

6月は土砂災害防止月間

6月は雨の日が多く、土砂崩れ等の災害が起こりやすくなります。気象情報に注意するとともに、自宅の裏山を見回るなど身の周りに危険な箇所がないか点検し、被害の未然防止に努めましょう。

園本所防災安全課 ☎ 35・1204

6月は環境月間 6月5日は環境の日

環境問題は、私たちの生活や地球全体に大きな影響を与えています。グリーンカーテンを設置する、きちんとごみの分別をする、できるだけ宅配便を1回で受け取るなど、一つひとつは小さなことでも、皆さん一人ひとりの取り組みが、地球を守る大きな力になります。できることから、一緒に始めま

しょう。

園環境政策課 ☎ 35・0160

透き通る誇れる水に感謝する 6月1日～7日は水道週間

鶴岡市水道事業では、本市と三川町に1日平均4万2、800mの水を供給しています。この大量の水を送る水道事業は、皆さんから頂く水道料金で運営されています。この機会に、私たちの生活や産業活動に不可欠な水道の大切さについて考えてみませんか。

園上下水道部総務課 ☎ 23・7731

危険物無事故へ挑むゴング鳴る 6月8日～14日は危険物安全週間

石油類をはじめとする危険物は、事業所等で幅広く利用されるとともに、市民生活にも深く浸透し、その安全確保の重要性は増しています。

危険物を取り扱う事業所は、自主保安体制を再確認しましょう。また、各家庭で灯油等を取り扱う場合は、流出させないように注意しましょう。

園消防本部予防課 ☎ 22・8332

日本赤十字社鶴岡市地区 会員加入にご協力ください

▼6月・7月は「会員増強運動月間」期間中、会員加入と会費の増収に向けて活動しますので協力ください。

▼令和6年度決算・活動報告

■会費合計 2,780万9,870円
 ■会員数 個人：2万7,379

催し等の中止・延期など、情報が変更となる場合があります。各担当課
や主催者などへのお問合せ、またはホームページ等でご確認ください。

人 法人：470件 ■義援金合計
278万685円

多額の会費・義援金をお寄せいただきありがとうございます。ご協力いただいた全額を日本赤十字社山形県支部に送金しました。国内外での災害対応、復興支援、防災活動などに有効活用されています。

■民生委員・児童委員
委嘱のお知らせ



困りごとなど気軽に相談ください。
次の方が委嘱されました。(敬称略)

▽第2学区：高橋勲(本町1丁目第3・昭和町第3)、齋藤久雄(ほなみ町) 閏本所福祉課 ☎35・1252

がけ地近接等危険住宅移転に補助します

崖地の崩壊等、住民の生命に危険を及ぼすおそれのある土地に建っている危険住宅を安全な場所に移転するために必要な経費の一部を補助します。ご希望の方は移転する年の前年度8月までにご相談ください。

■補助金額 ▽危険住宅の解体費用補助：解体する住宅の面積1㎡当たり最大3万2,000円 ▽引越費用補助：最大97万5,000円 ▽新たな住宅の建設・土地の取得にかかる借入金の子補給：最大421万円 閏本所建築課 ☎35・1432

他空き家は対象外。市HP

長沼温泉ぽっぽの湯、やまぶし温泉ゆぽか、くしびき温泉ゆ〜Town、湯野浜公衆浴場

温泉施設の入浴料を改定します

閏藤島庁舎市民福祉課 ☎64 - 5810、羽黒庁舎産業建設課 ☎26 - 8776、櫛引庁舎市民福祉課 ☎57 - 2116
健康課 (にこ♥ふる) ☎35 - 0146

物価高騰等による経費の増大に対応するため、7月1日④から入浴料を次のとおり改定します。

	区分	利用料金	
		中学生以上	小学生
長沼温泉ぽっぽの湯 ☎64 - 4126 やまぶし温泉ゆぽか ☎62 - 4855 くしびき温泉ゆ〜Town ☎57 - 4313	1回券	500円	220円
	11回券	5,000円	2,200円
	24回券	10,000円	4,400円
	1か月券	11,000円	4,900円

	区分	利用料金	
		中学生以上	小学生
湯野浜上区公衆浴場	1回券	290円	110円
	12回券	2,900円	990円
湯野浜下区公衆浴場	1回券	400円	220円
	12回券	4,000円	1,980円

他小学生の料金は変更ありません。料金には入湯税を含みます。団体料金・個室使用料等は各施設に問い合わせください。6月30日④までに購入した回数券は、改正後の入浴料との差額を支払わなくても利用できます。

飼い主のいない猫への不妊去勢手術費用補助制度

閏健康課 (にこ♥ふる) ☎35 - 0146

市では、飼い主のいない猫等の繁殖を抑制し、糞尿等の被害を低減させるとともに、市民の皆様に動物愛護精神を広く持っていただくため、不妊・去勢手術を実施する方に対し、手術費用の一部を補助します。

対①飼い主のいない猫 ②生活保護世帯に飼育されている猫で、近所に糞尿等の迷惑行為があるもの

※①②ともに、第三者の証明(署名)が必要。

■補助金額 メス…1万4,000円 オス…7,000円

※いずれも1頭の上限額。

※補助金交付決定前の手術は補助の対象となりません。事前にご相談ください。

申請の流れなど
詳しくは市HP

